

「極めて有害な放射性物質の海上輸送—その関りと影響」に関する会議
(マレーシア) に出席して

弁護士 石 橋 忠 雄

1. さる10月18日、19日の2日間、マレーシアのクアラ・ルンブールで、表題の会議が開かれ、スピーカーの1人として参加したのでその模様を紹介したい。

マレーシアは南シナ海をはさんで半島マレーシアと東マレーシアの2つに大きく分かれ、またインドネシア・スマトラ島との間でマラッカ海峡があり、排他的経済水域(EEZ)の管轄権はその国土よりもはるかに広大に及んでいる。

海洋資源とくに石油とガスの輸出は、輸出部門の18%を占めている外、輸出の90%は海上で生成している産物である。現地での話によると、マレーシアではエネルギーの大半は自国で産出する石油と天然ガスによって賄われており、原子炉は医療用の小さなものが1基あるだけで、その他の原子力施設はないという。

この会議の主催者は、「マレーシア海洋研究所」(Maritime Institute of Malaysia, MIMA)である。MIMAはマレーシアの法律にもとづいて設立された非営利の法人であり、その活動資金はマレーシア政府が出している外、国内外からの寄金も認められている。MIMAの目的は、マレーシアに関係する国家的、地域的又は国際的な海洋問題を包括的に扱うことであり、従ってマレーシアの海洋政策について有益、適切な貢献をすることが期待されている。

主要な任務はマレーシア政府の機関が国家的な海洋政策の企画と実施をする際に専門家を派遣して支援することと、もう1つは、公衆の教育と情報の伝達である。そのためMIMAは調査、セミナー、学術論文やデータの出版をしている上、海外の海洋国との意見交換や専門家との緊密なネットワークを確立している。

2. 会議の要領は次のとおりである。

第1セッションでの科学技術環境大臣(代理)のあいさつは放射性物質の海上輸送に対するマレーシア政府の厳しい姿勢を窺わせるものであった。

第2セッションは冒頭から9月30日に東海村で起った臨界事故が取り上げられ、グリーンピースのプルトニウム問題担当部長のバーニー氏は写真を使って事故の深刻さを強調した。

私に与えられたテーマは「日本の極めて有害な物質の海上輸送に関する政策と展望(課題)」であったので、原子力政策の現状、とくにプルトニウム政策が実質的に破綻していること、しかしそれ故に政府は軽水炉でのMOX燃料の利用に力を入れていること、現在及び将来においてヨーロッパに大量のプルトニウムと放射性廃棄物を抱えており、再処理委託契約上、引き取りの義務があること、これらの放射性物質を秘密裡に海上輸送することは国際法に違反し、従って日本は再処理委託契約を早期に破棄し、その上で輸送ルートの沿岸諸国に礼節を尽した通知と協議の機

会をつくるべきであると述べた。

会場とのQ & Aでは、日本は何故、ヨーロッパに再処理を委託しているのか、事故が発生した場合の損害賠償体制はどうなっているのかという質問があった。

第3セッションでは、米ワシントンの核管理研究所（NCI）のエドウィン・ライマン博士とIAEAの原子力安全部の輸送安全容器部門の責任者ロン・ポーブ氏との間で輸送容器の安全性、とくにIAEAのタイプB容器の安全基準などをめぐって激しい応酬が展開された。ポーブ氏は、IAEA基準は英国と米国で行われた火災、沈没、衝突、墜落の実験にもとづいているとして、各々のビデオを放映し、またIAEA加盟国はこの基準を承認していると述べた。またポーブ氏は輸送の「安全」という概念は容器だけでなく要員とか装備などの条件を総合的にみた考え方であるとも述べたが、IAEAの安全思想を知る上で興味深いと思った。

2日目の第4セッションでは、国際海事機関（IMO）の海上安全部のハートマット・ヘッセ航海部長がIMOの歴史とこれまでの取り組みの経過について詳細な説明をした上で、これまで沢山の放射性物質の海上輸送が実施されてきたこと、沿岸国への事前通知についてはIMO内部でも賛否があってまとまっていないこと、さらにIMOとしては現在もINF Codeの見直しに取り組んでいる旨の発言があった。ただ第5セッションでヘッセ氏はフロアから発言し、日本の放射性物質の海上輸送が国際的な論争となり、また国際法上、様々な問題があることになってきている現状にIMOとしてはジレンマを感じているとも述べた。

次のハワイ大学法学院ジョン・バン・ダイク教授は、1982年国連海洋法条約、1989年バーゼル条約、国際環境法、国際裁判所の判例などから、放射性物質の海上輸送は公海であっても沿岸国に対し、説明と協議の義務があること、これにもとづいて環境影響評価書（EIA）や代替案をつくったりするなど、実際の輸送にあたって義務づけられている条件を詳細に述べた上、IAEAのいう国家主権とは領海上に限られていること、また日本のいう安全とは沈没などの技術的な面に限られていると指摘した。

以上をもとにヴァン・ダイク教授は2つの提案と「放射性物質の海上輸送による公害の防止のためのプロトコール」を発表した。

最後に、Petronos社の上級法律顧問のワフィ・ナズリン・アブトラ・ハミッド博士が放射性物質の輸送にかかる輸送船主と送り主の権利義務について、主としてコモンローの立場からの説明をした。コモンローによっても、通告なしの輸送は認められず、送り主（荷主）には「厳格責任」が課せられるということであり、また海洋生物への侵害は不法行為にあたるとされた。

第5セッションは、MIMAのハムザ総裁の司会による5名のスピーカーのパネル討論であったが、フロアからの質問も交錯し、白熱したやりとりとなった。

2日間の討論はすべて「ヨーロッパから日本に返還されるプルトニウムと高レベル放射性廃棄物」に集中した。このテーマについてのこれまでの公式、非公式な会議は南太平洋諸国会議などの1部を除いて、会議の場所はヨーロッパと日本であった。しかしそれは最も利害のある沿岸諸国の意見や立場を反映していないという点で必ずしも適当ではなかったと思う。その意味で今回、島しょ国の中心であるマレーシアで開催されたことは画期的な意義があった。マレーシア政府とMIMAに対し、深い敬意を表したいと思う。

次にスピーカーと一般参加者のことである。スピーカーは私を除いて、これ以上望めない豊富な人材が集ったといえる。とくにIAEAとIMOの参加は極めて有意義であり、このことはMIMAの信頼性を裏付ける何よりの証左である。両者のペーパーは実務的にも学術論文としてもレベルが高く、これに対するライマン博士、ヴァン・ダイク教授の批判も率直かつ具体的であった。会議の参加者は地元マレーシアをはじめ、タイ、フィリピン、シンガポールなどから原子力、外交、運輸、エネルギーなどの政府関係者、大学関係者、海軍などの専門家であり、冷静かつ真摯な議論が交された。日本からの一般参加は、財団法人日本海難防止協会（シンガポール連絡事務所）と商社関係者であった。

最終セッションでは今後、何をすべきかについて議論が交されたが、沿岸国関係国が結束することであるとの意見が出され、会場の理解を得られた。その意味でヴァン・ダイク教授の提案されたプロトコール案に注目したい。これは現代国際法の最高水準を示すものであり、今後、関係諸国がこれを採択し、条約化することが望まれる。このプロトコールの提案はこの問題が新たな段階に進む大きなステップになる可能性があると思われる。

しかし現状では、日本は今後20-30年にわたってMOX燃料を含むプルトニウム、高レベル、中低レベルの放射性廃棄物の海上輸送をしなければならないが、その密度、ルートをかえ、所在地点を明らかにしない秘密輸送はもはや限界である。第2次世界大戦において、日本はマレーシアを含む東南アジア諸国で戦火を交え、国土を奪った。クアラ・ルンブールにも独立記念のモニュメントがあり、マレーシアの国旗を手に腕をこえてすすむ兵士の像が印象的であった。1945年8月の敗戦は、一方で東南アジア諸国の独立記念日でもある。日本国憲法の国際協調主義はこのような反省の上にたっている。

日本政府のエネルギー自立政策は沿岸国の立場を無視し、これらの諸国との健全な協調関係を損うものであり、ひいては日本の国益にも反することになる。

今回の会議がこれまでにない以上に有益であったことはいうまでもないし、その影響は今後、各方面で出てくると思われるが、それだけに日本政府は自国の利益のみに固執することなく、関係諸国の理解を得るよう、なお一層の配慮と努力をすべきである。